

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

譲渡人 住所
(請負人) 氏名 印譲受人 住所
(金融機関等) 氏名 印

譲渡人が旭川市に対して有する下記の債権を譲受人に譲渡したいので、旭川市建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づき、承諾されるよう依頼します。

なお、同約款第42条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

【譲渡債権の表示】

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	
引 渡 し 年 月 日	
譲 渡 債 権 の 金 額 (支 払 予 定 金 額)	

【譲渡債権の金額（支払予定金額）の算出】

工事請負代金額(A)	
前払金受領済額(B)	
中間前払金受領済額(C)	
部分払金受領済額(D)	
工事請負代金受領済額(E=B+C+D)	
履行遅滞における損害金等(F)	
譲渡債権の金額(G=A-E-F)	

注1 譲渡人の押印は、契約書に使用した印によること。

2 「譲渡債権の金額（支払予定金額）」と「譲渡債権の金額(G=A-E-F)」の金額を一致させること。

(表 面)

債権譲渡承諾書

旭 契 第 号
令和 年 月 日

譲渡人
(請負人) 様
譲受人
(金融機関等) 様

旭川市長 印

令和 年 月 日付けで債権譲渡承諾依頼のあった債権譲渡について、旭川市建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により、承諾の条件として掲げた下記の事項以外については異議をとどめず承諾します。

なお、債権譲渡承諾依頼書の内容等に虚偽の記載等があれば、この承諾を取り消します。
また、債権者である譲受人から適法な請求を受けた日から40日以内に、譲渡債権を支払います。

記

【譲渡債権の表示】

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	
引 渡 し 年 月 日	
工事請負代金額	
譲渡債権の金額	

【承諾の条件】

- 1 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡を適正に履行すること。
- 2 債権譲渡を行う工事に係る譲渡人の旭川市に対するかし担保責任は譲渡人に留保されること。
- 3 譲渡人及び譲受人は、第三者への譲渡、質権を設定、その他譲渡債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 4 譲渡人は、債権譲渡を行う工事に係る未払の下請代金等がある場合は、責任を持って支払うこと。
- 5 譲受人は、本譲渡債権を譲受人が譲渡人に対して有する他の債権と相殺しないこと。ただし、本債権譲渡の諸手続に係る費用等に関してはこの限りではない。

確定日付欄	承諾番号